3 川口市における市民参加の方法

委員会では、庁内における市民参加の実態を調べ、さらには他の自治体における市民参加条例の規 定内容を参考としながら検討したところ、現在、川口市において行われている市民参加の方法は、前 述の概念図の区分に当てはめると、下表のように類型化できるのではないかと考えました。

	区分	
市民参加の方法	(前述の「概念図」の区	内 容
	分による)	
意向調査	С	無作為に抽出された市民又は不特定多数の市民が、市
		が行う調査などに回答するもの
		(アンケート調査、意識調査、聞き取り調査など)
公聴会、説明会	С	市が実施し、又は実施しようとする特定の事業又は施
		策について、行政と市民が直接対面して、意見を述べ
		たり、交換したりするもの
パブリックコメント	С	基本的な政策等の策定を行う場合に、事前にその案を
(意見公募制度)	または	公表して市民の意見等を募集し、寄せられた意見等を
	D	考慮して市が最終的な意思決定を行うもの
審議会等の委員の	D	法律、条例、要綱等に基づいて設置された審議会、協
公募		議会、委員会等において、その審議に市民の意見を反
		映させるため、これらの委員の全部又は一部を市民の
		中から公募により選任するもの
ワークショップ	D	市と市民または市民同士が、議論や共同作業を通じて
	または	互いに学びあいながら市の施策などへ意見や提案をま
	E	とめるもの
意見の提出	С	市民が意見等を提出し、その意見等に対し市が検討を
	から	行った上、回答するもの
	E	(市長への手紙、ジュニア議会など)
市民会議	Е	特定の行政課題又は市政全般について、市民同士が直
		接対面して、意見を述べたり、交換したりするもの

概念図の区分のA、Bについては、すでに情報公開条例等により制度運用がなされており、市民参加条例上の市民参加の手法として規定することは、制度の重複規定となることから、今回の市民参加の区分には含まないこととしました。